

# 「京丹後市まちづくり基本条例」について



京丹後市 市長公室 政策企画課

令和元年7月29日



## 京丹後市

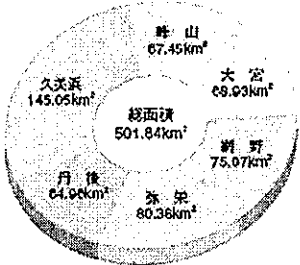
平成16年4月1日誕生

峰山町、大宮町、網野町、弥栄町、丹後町、久美浜町の6町が合併

### 人口・世帯推移

年度	人口	世帯数
平成16年4月末	65,802	21,439
平成18年4月末	64,249	21,836
平成20年4月末	62,782	22,021
平成22年4月末	61,537	22,147
平成24年4月末	59,969	22,285
平成26年4月末	58,793	22,639
平成28年4月末	57,198	22,723
平成30年4月末	55,426	22,720

面積 501.43平方キロメートル  
 人口 54,583人  
 世帯数 22,844世帯  
 令和元年6月末現在（住基台帳）  
 平成16年4月末 21,439世帯 65,802人



### 歴史・沿革

京丹後市は、リアス式海岸部の良好な湾や入江を通して、古代から大陸の玄関口として、朝鮮半島や中国などとの活発な交流が行われており、市内からは約2,000年前の中国貨幣や日本最古の紀年銘鏡、日本海側最大の前方後円墳などの遺物・遺跡が多く発見されていることから、独自の経済文化圏を形成した丹後王国の繁栄がうかがわれます。  
 近世には、農林水産業や丹後ちりめんの生産がまちの産業を支え、今日では、新たに機械金属工業・観光産業がまちの発展を担いつつあります。

# なぜ、「まちづくり基本条例」が必要か

## ■ 地方分権の時代

- 平成12年4月、地方分権一括法施行
- 地方分権の基本的な考え方は「地域のことは、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負う」
- 自立的・主体的な自治体運営の推進



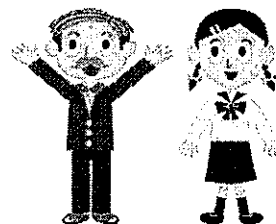
## ■ まちづくりに対する基本的な考え方を明文化

- まちづくりの基本的な考え方の“よりどころ”
- 市民と市(行政・議会)が共通認識として持ち、連携・協力しながら、まちづくりを進めていく

2

# 「京丹後市まちづくり基本条例」の制定に向けた考え方

## ■ 幅広い市民参加による検討



## ■ 市民と行政との協働

条例素案の作成に当たって、

市民…主体的な役割(条例素案検討、会議運営)

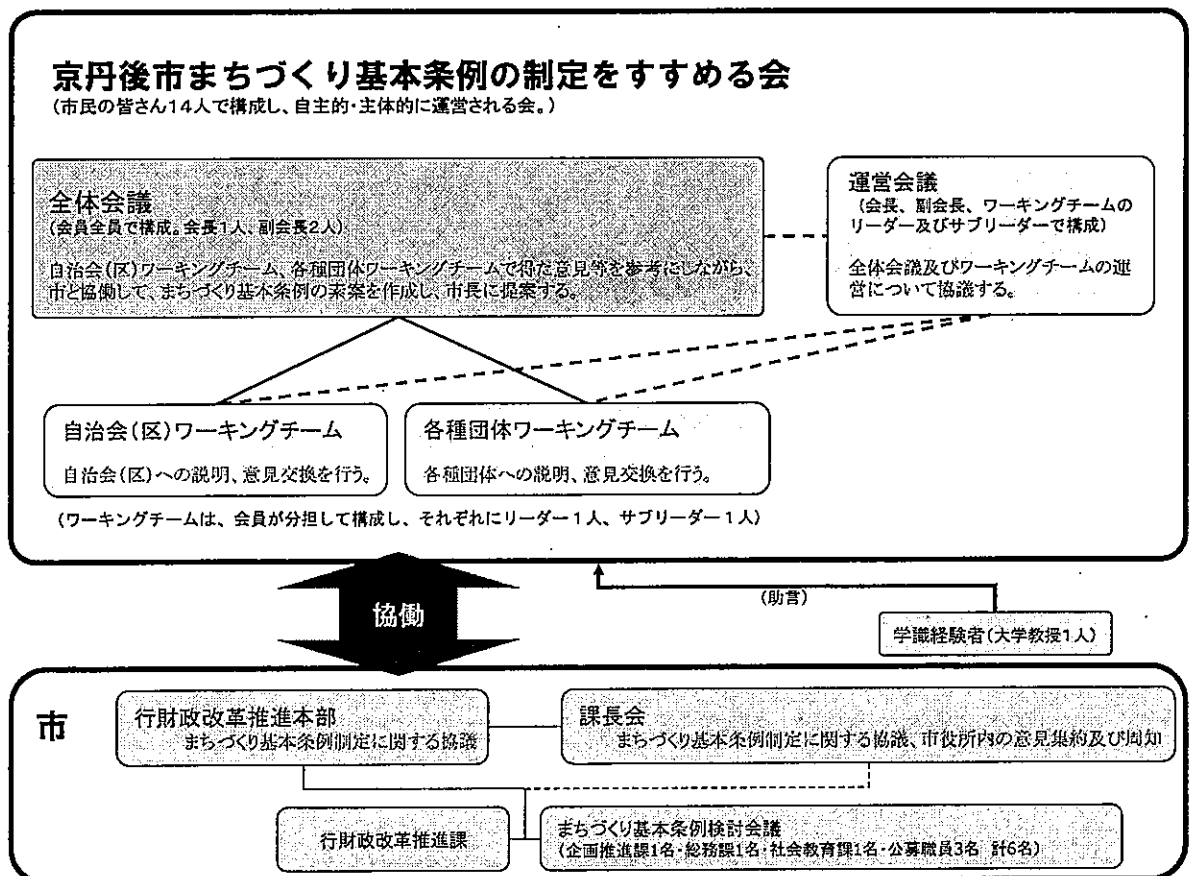
行政…支援的な役割(資料提供、学識者の講演手続等)

3

# 「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」の発足

- 委員・・・全て公募
- 構成・・・高校生を含む市民14人(男性12人・女性2人)
- 目的・・・京丹後市と協働して、広く市民の意見を聴きながら、条例素案を作り市長に提出すること
- 自主的な活動であるという観点から無報酬
- 平成18年7月発足

## 京丹後市まちづくり基本条例の制定の進め方 イメージ



# 「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」 活動① ～現状の把握～

## ■ 京丹後市のまちづくりの状況把握

- 旧6町ごとの地域づくりの状況
- まちづくりへの住民参加の状況

## ■ 他の自治体の事例調査

ニセコ町まちづくり基本条例、大和市自治基本条例、伊賀市自治基本条例、善通寺市自治基本条例など

## ■ 先進地(篠山市)への視察

篠山市自治基本条例(平成18年10月1日施行)

6

# 「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」 活動② ～市民の声の把握～

## ■ 市民アンケートの実施

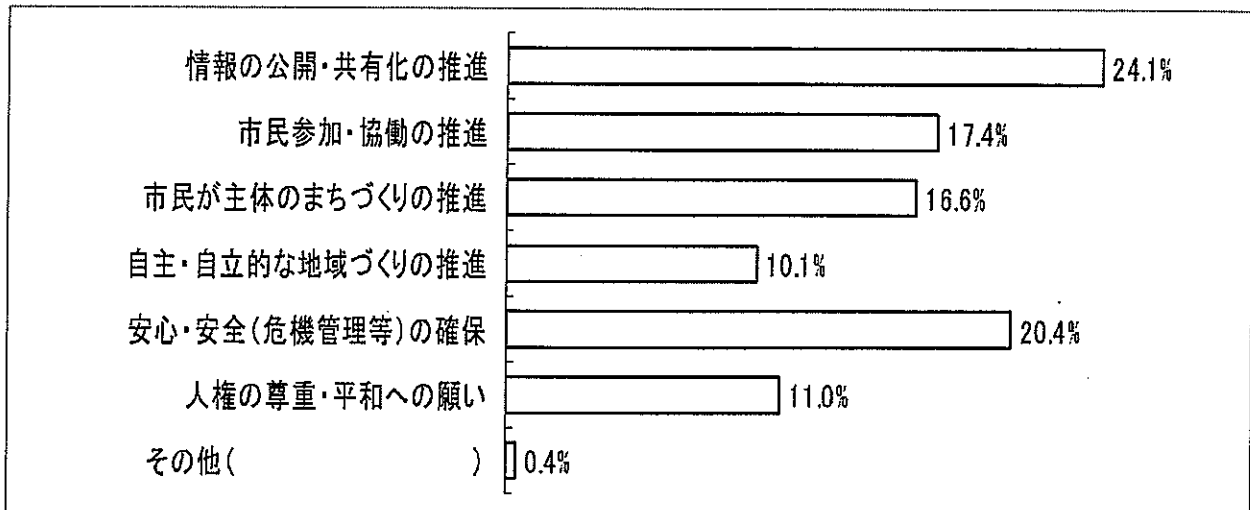
- 調査方法・・・郵送・返送方式。無記名回答
- 調査時期・・・平成19年2月14日～2月28日
- 対象者・・・高校生以上3,200人
- 調査票回収・・・1,343人(回収率42.0%)
- 調査内容・・・まちづくり基本条例の基本的な考え方は何か、市民の役割は何か、行政の責務は何かなど

※調査内容の検討、調査票の封入作業等について、すすめる会が主体となり実施。

7

## 市民アンケート 調査結果(抜粋1)

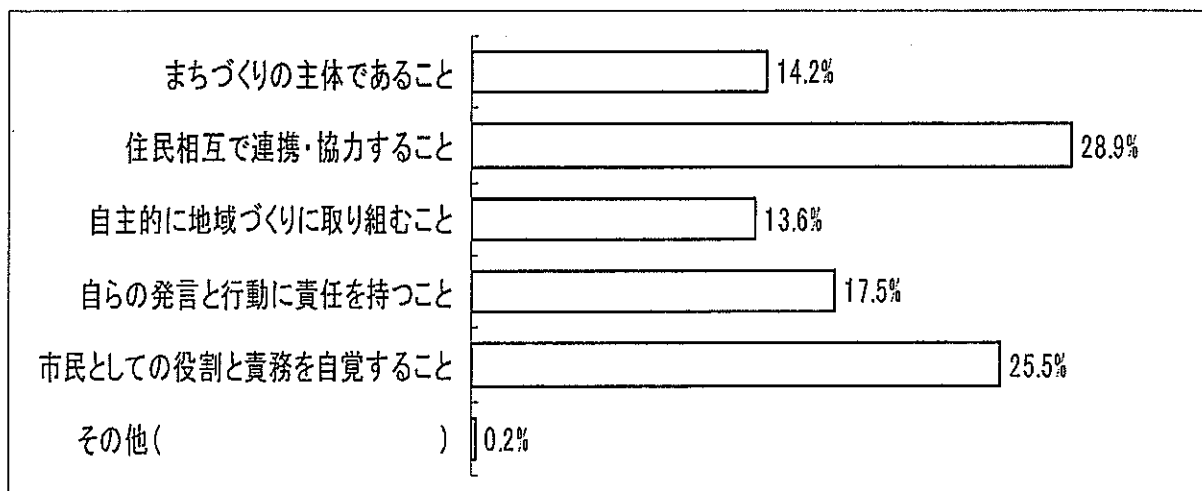
Q まちづくり基本条例の基本的な考え方として、どのようなことが特に大切であると思いますか



8

## 市民アンケート 調査結果(抜粋2)

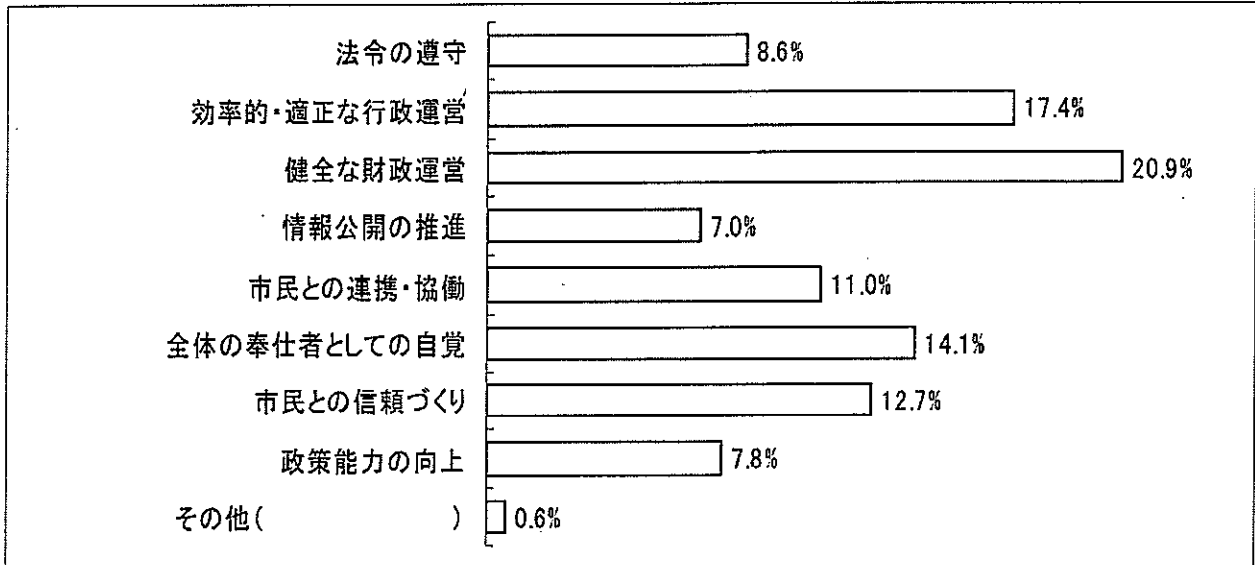
Q 市民の役割と責務(責任と義務)として、どのようなことが特に大切であると思いますか



9

## 市民アンケート 調査結果(抜粋3)

Q 行政(市長や市職員)の責務(責任と義務)として、どのようなことが特に大切であると思いますか



10

## 「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」 ～条例素案の提出～

### ■ 条例素案を市長に提出(平成19年9月27日)



今西会長より  
条例素案提出

11

# 「京丹後市まちづくり基本条例」の 制定

- 平成19年12月定例議会に条例案を提案



- 修正案を議員全員の賛成により可決



- 平成20年4月1日  
「京丹後市まちづくり基本条例」施行

12

# 「京丹後市まちづくり基本条例」の 主な特徴

- まちづくりの基本理念や市民の役割、市議会、市長・市職員の責務など10章32条にわたって規定

## ■ 主な特徴

- 「市民の権利」とは別立てで、青少年がまちづくりに参加する権利を規定
- 地域コミュニティの活性化が欠かせないことから、「住民自治」についての記述に1章を割いている
- 市が、市民の安全確保のための「危機管理体制の確立」に努めることを明文化

13





## 「京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例」

### ■ 平成26年11月27日条例第41号

- 京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 京丹後市まちづくり基本条例(平成19年京丹後市条例第54号)の一部を次のように改正する。
- 第5条に次の1号を加える。
- (7) 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり
- 附 則
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### ■ 平成28年7月14日条例第36号

- 京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 京丹後市まちづくり基本条例(平成19年京丹後市条例第54号)の一部を次のように改正する。
- 第13条中「ふさわしい」を「応じた関わり方で」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。
- 第14条中「議決機関」を「議事機関」に改める。
- 第30条中「子どもが健やかに育つ」を「子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる」に改める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

